

令和3年11月19日

## 都市建設常任委員協議会会議概要

委員長 神山昌則

副委員長 山本武朝

1 開催日時 令和3年11月19日（金曜日）午前10時00分～午前10時40分

2 開催場所 第3・第4委員会室

### 3 報告事項

(1) 令和3年第4回定例会提出予定案件

①専決処分の報告について

②専決処分の報告について

③専決処分の報告について

④専決処分の報告について

⑤専決処分の報告について

⑥専決処分の報告について

⑦市道の路線の廃止について

⑧市道の路線の認定について

⑨公の施設の指定管理者の指定について

⑩青森市手数料条例及び青森市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について

⑪青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例の制定について

(2) その他

①融流雪溝について

②新田浄化センターの次期運転管理業務委託について

### ○出席委員

委員長 神山昌則

委員 工藤 健

副委員長 山本武朝

委員 藤原浩平

委員 中田靖人

委員 奥谷 進

委員 竹山美虎

委員 里村誠悦

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した者の職氏名

企業局長 鈴木裕司

都市整備部次長 佐々木 浩 文

都市整備部長 平岡弘志

交通部次長 今 国 弘

水道部長 横内 修

交通部管理課長 堀川 慎 一

交通部長 赤坂 寛

関係課長等

**○事務局出席職員氏名**

議事調査課主事 柿 崎 良 輔

議事調査課主査 木 村 結 衣

議事調査課主査 岩 間 憲 仁

**○神山昌則委員長** ただいまから、都市建設常任委員協議会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

最初に、「専決処分の報告について」は、関連する3件について一括で報告を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** おはようございます。〔「おはようございます」と呼ぶ者あり〕

令和3年第4回定例会に提出を予定しております、事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分3件について、お手元に配付させていただいております資料に基づき御説明申し上げます。なお、今回の案件のうち、資料①及び資料②の2件につきましては、前回10月の本協議会において、専決処分の報告をしておりますが、改めて御説明させていただきます。資料③の1件につきましても、前回10月の本協議会において、事故の報告をしたものであります。

お手元の資料①を御覧ください。

事故の発生は、令和2年8月18日火曜日、午後0時53分頃、野木和公園内の野木和湖に架けられている、みかえり橋付近となる、配付資料の赤色の丸で囲んでいる部分において、公園に設置されている排水柵のグレーチングの隙間に歩行中の相手方が足を落とし、負傷したものであります。賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、治療費、文書料、交通費、衣服損害額、休業損害額及び慰謝料として15万4136円を負担することで合意し、合意内容について、令和3年9月28日に専決処分し、同日示談が成立しております。

次に、お手元の資料②を御覧ください。

事故の発生は、令和3年8月17日火曜日、午前10時頃、青森市原別四丁目にあります開発緑地において、公園河川課の会計年度任用職員が肩掛け式草刈り機により作業を行った際、小石が飛散し、隣接する住宅の窓ガラスが破損した事故であります。賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、窓ガラス交換費用として6万7760円を負担することで合意し、合意内容について、令和3年9月28日に専決処分し、同日示談が成立しております。

次に、お手元の資料③を御覧ください。

事故の発生は、令和3年9月10日金曜日、午後4時25分頃、松原三丁目の市道松原三丁目2号線と県民生協あじさい館などの店舗敷地が交差する交差点内において、公園河川課職員が運転する公用車と一般車両が接触したものであります。賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として2万6800円を負担することで合意し、合意内容について、令和3年11月5日に専決処分し、同日示談が成立しております。なお、損害賠償については、市が加入している全国市有物件災害共済にて対応しております。

報告は以上でございます。

**○神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。藤

原委員。

**○藤原浩平委員** 資料2の、原別四丁目のガラスが壊れたという話ですけれども、普通、草刈りをやるときには、刈払い機を操作する人、それから飛散してもほかに被害が及ばないように、アルミ製とか布製のガードをその脇で持って、その建物に被害が及ばないようにガードしながらやるものと思うのですけれども、今回の場合はどうであったのか。そういう、ガードする人がいたのかいなかったのか、その辺のところを教えてください。

**○神山昌則委員長** 都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 藤原委員からの当日の作業状況に関する御質疑であります。

当日の作業状況につきましては、委員御指摘の、小石の飛散等をガードするようなものを設置しておりませんでした。理由としましては、作業場から民家まで距離があったということもありまして、今回、当日はガードをしていなかったということでもあります。

今後におきましては、作業現場から民家が多少離れていても、そういったガードといったようなものを、適宜設置するように努めてまいりたいと思います。

**○神山昌則委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** この現場は、私のうちのすぐ裏です。それで、距離があると言うけれども、そんなに、何十メートルも離れていますか——数メートルもあるかないかのものですよ。やっぱり、作業の仕方の問題があるのだらうと思います。少なくとも複数で草刈り作業をやらないと、こういうことは必ず起きますよ。

被害を受けた家は、今年の正月過ぎに建った新しい家ですよ。建ったばかりの家のガラスが壊されてしまって、どれほど怒っているのだらうと思います。市の作業の仕方をしっかり反省してもらわないと困ると思うのですが、もう1回答えを。

**○神山昌則委員長** 都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 事故後の草刈り作業における事故防止対策としましては、小石等の飛散を確実にを行うために、作業前に実施体制の確認を徹底していきたいと考えております。

**○神山昌則委員長** 藤原委員、よろしいですか。

〔藤原浩平委員「仕方ないな」と呼ぶ〕

**○神山昌則委員長** ほかに発言はありませんか。竹山委員。

**○竹山美虎委員** 確認です。③の、車両修理費2万6800円。概要を見ると、部長からの説明にもあったように、公用車が通り過ぎてしまう、そこに、一時停止を怠ってぶつかってきたということですよ。普通に考えれば、相手方が完全に悪いというように感じるのだけれども、そこで、修理費2万6800円、ここの中身を教えてくださいたいと思います。

**○神山昌則委員長** 都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** ただいまの質疑は、過失割合、そういった部分のお話だと思います。過失割合につきましては、道路を直進している市側の車両に対して、相手方の車両が道路外からの進入となること及び徐行していなかったことから、過去の判例を参考に、双方協議の結果、市の過失割合が1割、相手方の過失割合が9割となったものであります。また、損害賠償額につきましては、相手方の車両の修理費26万8000円のうち、市の過失割合である1割分となる2万6800円を負担することとなったものであります。

○**神山昌則委員長** 竹山委員。

○**竹山美虎委員** 分かりました。そういう説明があれば、ある程度納得はしたのですけれども、これは私の感覚なので、ほとんど通り過ぎてしまったところにぶつかったとなると、10対ゼロでもいいのかなという感じもしたものですから、その中身を教えてくださいということで質疑しました。過去の事例なども含めて、9対1ということに基づいて、損害賠償というか、修理費を払ったということなので了解しました。

○**神山昌則委員長** ほかに発言はありませんか。中田委員。

○**中田靖人委員** この公用車にドライブレコーダーはついていないですね。

○**神山昌則委員長** 都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** この公用車には、ドライブレコーダーがついていなかったということであります。

○**神山昌則委員長** 中田委員。

○**中田靖人委員** 多分、今の説明だと、9対1というのは妥当だと思うのですけれども、停車している車にぶつかっていれば10対ゼロはあり得ますけど、双方動いている場合は、どうしても出てしまうというのは分かるのですけれども。やっぱり、お金がかかるわけですから、公用車もドライブレコーダーがついていれば、保険会社が手間取ることなく、過失割合もすぐ出てきたのかなという感じはするので、御検討ください。

以上です。

○**神山昌則委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「専決処分の報告について」は、関連する3件について一括で報告を求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 令和3年第4回定例会に提出を予定しております、事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分3件について、お手元に配付しております資料に基づき御説明申し上げます。

なお、本件につきましても、10月の本協議会において、専決処分の報告をしておりますが、改めて御説明をさせていただきます。

資料①を御覧ください。

事故の発生は、令和3年4月10日土曜日、午後4時45分頃、駒込字桐ノ沢の市道駒込1号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側後輪アーム部分を損傷したものであります。賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として3万8412円を負担することで合意し、合意内容について、令和3年10月15日に専決処分し、同日示談が成立しております。

次に、資料②を御覧ください。

事故の発生は、令和3年4月21日水曜日、午後8時頃、富田三丁目の市道相野線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪タイヤを損傷したものであります。賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として5280円を負担することで合意し、合意内容について、令和3年10月15日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に、資料③を御覧ください。

事故の発生は、令和3年7月15日木曜日、午前9時頃、勝田一丁目の市道勝田一丁目2号線において、走行中の車両が鉄板の側溝蓋の跳ね上がりにより、車両底部の燃料タンク及び右側後部ボディを損傷したものであります。賠償につきましては双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として7万8696円を負担することで合意し、合意内容について、令和3年10月15日に専決処分をし、同日示談が成立しております。なお、損害賠償については、いずれも市が加入している道路賠償責任保険で対応しております。

御報告は以上でございます。

**○神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「市道の路線の廃止について」及び「市道の路線の認定について」は、関連がありますので一括で報告を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 令和3年第4回定例会への提出を予定しております、市道の路線の廃止について及び市道の路線の認定について御説明申し上げます。

初めに、資料に記載はありませんが、路線の認定を行う目的について簡単に御説明申し上げます。路線の認定は、道路法上の道路として、道路管理者を明確にし、適正に維持管理するために行うものであり、道路法の規定により、路線を認定しようとする場合は、議会の議決を経なければならないとされております。また、既に認定した路線について、当該路線に代わるべき路線を新たに認定しようとする場合や、当該路線を利用する必要がなくなった場合には、当該路線を廃止することができるとされ、この場合においても、道路法の規定により、議会の議決を経なければならないとされております。

それでは、お手元に配付しております資料に基づいて順次御説明申し上げます。

まず、市道の路線の廃止について、資料1の1ページを御覧ください。

今回、廃止しようとする路線は2路線で、延長が188.8メートル、面積が1262平方メートルとなっております。これらの廃止の理由につきましては、路線が全くなくなるというのではなく、市への道路の寄附や開発行為に伴う道路の帰属により、既存の路線の延長が生じたため、既存の路線を一旦廃止し、改めて新路線として再認定しようとするものであります。廃止理由の内訳は、帰属があり路線を延長するために一旦廃止するものが1路線、その他として、法定外道路、いわゆる赤道といわれている道路を新たに認定するために一旦廃止するものが1路線となっております。2ページ目以降は、廃止しようとする路線図を添付しており、廃止しようとする路線は黒で、また、参考として認定しようとする路線は赤で表示しております。

次に、市道の路線の認定について、資料2の1ページを御覧ください。

今回、認定しようとする路線は13路線で、延長が1278.4メートル、面積が9519平方メートルとなっております。これら13路線は、市への道路の寄附や開発行為に伴う道路の帰属などにより新たに認定するものであります。認定理由の内訳は、寄附によるものが3路線、開発行為に伴う帰属によるものが8路線、その他として、法定外道路、いわゆる赤道といわれている道路の認定が2路線となっております。2ページ目以降は、認定しようとする路線図を添付しており、認定しようとする新路線を赤で、また、参考として廃止しようとする路線を黒で表示しております。

御報告は以上でございます。

**○神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「公の施設の指定管理者の指定について」報告を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 令和3年第4回市議会定例会に提案を予定しております、公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

お手元に配付しております資料1を御覧ください。

公の施設の指定管理者の指定につきましては、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、市長は、指定管理者の候補者を決定し、議会の議決を経て指定することとなっております。

このことから、令和4年4月1日から、青森地区において、比較的面積の大きい近隣公園以上の都市公園であります、合浦公園ほか14施設を一括管理する指定管理者の指定について議案を提案するものであります。

指定管理者の募集形態につきましては、公募により、本年8月2日から9月7日まで指定管理者募集要項を配付し、8月31日から9月7日まで申請を受付したところ、1団体から応募があったところであります。また、指定管理者候補者の選定に係る審査につきましては、企画部次長を委員長とする各部局の次長級の職員、学識経験者及び財務等について識見を有する者を委員とする指定管理者選定評価委員



会により、応募団体の施設の管理運営能力等を総合的に判断して行うプロポーザル方式による書類審査を基本として行われたところであります。

資料2の1ページ目、「2 選定方法」を御覧ください。

青森市指定管理者選定評価委員会では、応募団体が指定管理者の応募資格を満たしていることを確認した上で、管理運営全般及び効率性等について、評価項目の点数化による客観的な評価を行い、指定管理者候補者として選定したところであります。

次に、同じく資料2の5ページ目の「7 選定理由」を御覧ください。

去る10月5日に行われた青森市指定管理者選定評価委員会による審査の結果、応募資格を満たしていること、「応募団体について」を除いた点数120.35点が、最低得点92点以上を獲得していること、「応募団体について」及び「効率性について」を除いた場合に、普通とした点数及び「財務の健全性」の配点の50%の点数の合計、77点以上の点数、97.56点を獲得していることから、指定管理者候補者として、特定非営利活動法人パークメンテ青い森グループが選定されたものであります。

以上が、指定管理者候補者の選定結果であります。指定管理を行う期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としております。

御説明は以上でございます。

**○神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市手数料条例及び青森市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 令和3年第4回市議会定例会に提出を予定しております。青森市手数料条例及び青森市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について、お手元に配付しております資料に基づき御説明申し上げます。

初めに、改正理由であります。長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をします。

改正内容につきましては、青森市手数料条例について、1つには、分譲マンションについて、これまで住戸単位で認定を受け各住戸の区分所有者それぞれが維持保全を行うこととされておりましたが、実際は管理組合によって一括して維持保全が行われていることを踏まえ、住棟全体での認定に改正されるものであります。これに伴い住戸単位での認定から住棟単位での認定に認定申請手数料の記載を改めるものであります。

2つには、長期優良住宅の認定申請に係る添付書類等の見直しが図られ、所管行政庁の審査内容が変更されることに伴い、その審査に要する時間に増減が生じるため、認定申請手数料の額などを改正するものであります。

3つには、長期優良住宅について一定の敷地面積を有し、広場や歩道等の空き地を有する等、良好な市街地の整備につながるものとして、建築審査会の同意を得て許可したものは、容積率緩和の規定が追加されることから、特例許可申請手数料の追加をするものであります。

次に、青森市建築審査会条例について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく、容積率の特例許可に当たり、建築審査会の同意が必要である一方、現行の建築審査会条例におきましては、審査会の招集は全て建築基準法に基づくものに限られていることから、他法令による準用を可能とするために一部記載を改正するものであります。施行期日につきましては、令和4年2月20日を予定しております。

御報告は以上でございます。

**○神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市営一般乗合自動車条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** それでは、令和3年第4回市議会定例会に提出を予定しております、青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

資料1を御覧いただきたいと思えます。

「1 提案理由」であります、新型コロナウイルス感染症予防対策と収束後の観光需要回復に向けた受入環境整備として、料金の支払いに使用するICカードの導入に伴いまして、当該ICカードに記録されている利用可能金額の払戻し等に係る手数料を徴収する等のために、所要の改正をするものであります。

改正の内容についてでありますけれども、まず1つとして、ICカードの導入に伴う改正といたしまして、管理者は料金の支払いに使用するICカードを発行することができる旨の規定を追加し、さらにそのICカードの利用可能金額を払い戻した際の手数料を220円、ICカードを再発行した際の手数料を510円と規定するものであります。

次に、「2 改正内容」として、特殊普通料金の上限額の変更に伴う改正といたしまして、新たに市営バス、市バス、ねぶたん号におきまして共通利用可能なAOPASSワンデーパス及びAOPASSツーデーパスを導入するために、「1日券」の記載を削除し、上限金額「700円以内」であったものを「1日につき700円以内」と改めるものであります。

最後に、カード回数券の販売終了に伴う改正といたしまして、回数旅客料金及びカード回数券に係る規定を削除するものです。ただし、附則に、経過措置を規定しまして、発行済みのバスカードにつきましては、当分の間、従前のおり使用でき

ることとします。

「3 施行期日」につきましては、AOPASSのサービス開始日となりますが、現在調整中でありますことから、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日としております。

以上が、本条例の一部改正内容となっております。また、資料2としまして、先日配付させていただいたものと同様のものではありますが、青森市地域連携ICカードAOPASSのサービス概要のパンフレットを配付しております。こちらも御参考いただければと思います。

報告は、以上でございます。

**○神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

**○神山昌則委員長** 以上で、「令和3年第4回定例会提出予定案件」についての報告を終わります。

次に、「その他」の報告を求めます。

最初に、「融流雪溝について」報告を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 佃地区融流雪溝の一部暫定供用開始につきまして御報告いたします。

お手元に配付しております資料1及び資料2を御覧ください。

佃地区の融流雪溝整備につきましては、流・融雪溝整備可能15地区の8地区目としまして、河川水を利用して融流雪溝を整備し、冬期間の快適な生活空間を創出するため、平成22年度から総事業費15億円でスタートし、平成26年度から工事に着手して整備を進めてきたところであります。

今年10月5日に管理組合が設立され、佃中学校より北西のエリアに位置する、計画整備延長約11.1キロメートルのうち、約4.9キロメートルにおいて、12月中旬より一部暫定供用開始を予定しております。なお、組合設立時点での管理組合員は237名で、加入率は約66%となっており、組合費は9000円であります。

今後につきましては、早期の全区域供用開始に向けて整備が完了した箇所から順次供用開始するとともに、引き続き、国の交付金を活用しながら整備を進めてまいります。

流雪溝整備事業の一部暫定供用開始についての御説明は以上でございます。

**○神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「新田浄化センターの次期運転管理業務委託について」報告を求めます。水道部長。

**○横内修水道部長** 新田浄化センターの次期運転管理業務委託について、先般行わ

れました公募型プロポーザルの実施結果を御報告いたします。

資料を御覧ください。

まず、「1 業者選定方法」ですが、下水処理施設の包括的民間委託は、民間のノウハウを活用して適正な処理を安定的・効率的に行うことを目的としていることから、前回と同様、価格面、業務遂行能力及び技術提案を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により、業者選定を行ったものであります。

次に、「2 審査結果」ですが、プロポーザル参加者は水 i n g A M・豊産管理共同企業体の1者でありました。審査委員会につきましては、去る令和3年11月8日に開催され、水道部次長、総務部次長、企画部次長、下水道整備課長、蜷貝ポンプ場長の5名の審査委員により、参加者のプレゼンテーション及びヒアリングを行った上、技術提案書の内容について評価及び採点を実施し、審査いたしました。審査の結果、参加者の評価点は300点満点中263点、また、事業者選定基準の「価格評価に関する事項」を除いた得点は、失格の規定となる最低得点132点を上回る183点でありました。

したがいまして、「3 選定結果」ですが、水 i n g A M・豊産管理共同企業体を優先交渉権者に選定したものであります。

最後に、「4 今後のスケジュール」であります。週明けの11月22日（月）に、プロポーザルの結果を市ホームページで公表し、優先交渉権者と契約協議を行った上、12月下旬に契約を締結する予定としております。

報告は以上でございます。

**○神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。

**○神山昌則委員長** このほか、委員の皆さんから、御意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 最後に、今任期中に取り組むこととされた「今後の取組事項」のうち、本委員会が検討組織となっている「青森操車場跡地利用に関する事業の監視・評価を行うこと」について協議したいと思っております。

まず初めに、当該項目が本委員会で協議することとなった経緯について御説明いたします。

青森市議会基本条例第24条では、条例の目的が達成されているかどうかを検討すること及びこの検討結果に基づき適切な措置を講じるよう規定されております。これら検討の中で、現任期中に取り組むべき項目について各会派から提案がなされ、議会運営委員会での協議を経て、「今後の取組事項」が整理されております。

その後、この取組事項について、令和元年9月9日に設置された青森市議会「今後の取組事項」整理検討タスクフォースにおいて、項目ごとに検討組織、優先度、

検討の方向性について協議がなされたところであり、そのうち「青森操車場跡地利用に関する事業の監視・評価を行うこと」については、本委員会が検討組織とされたことから、本日御協議いただくものであります。

資料の「1 タスクフォースの答申内容 タスクフォースでの方向性」の部分を御覧ください。

この取組事項に係る検討の方向性としては、「当該事業にかかわらず、重要案件については、所管の委員会等において、執行機関に対し、議会基本条例第11条及び第12条に基づく説明や資料の提供を求めていくべきと考える。」と整理されております。

本日の協議をスムーズに進めるため、あらかじめ各委員の皆様のご意見を事務局を通じお伺いした上で、私と山本副委員長とにおいて協議結果案を作成しました。

資料の「2 都市建設常任会での協議」の部分を御覧ください。

本常任委員会の所管は、青森市議会委員会条例第2条第2項第3号の規定により、「都市整備部、水道部、企業局水道部及び企業局交通部に関すること」とされており、議会基本条例第11条及び第12条の規定にかかわらず、本委員会の所管する部局に係る事業等についてはこれまでと同様、監視、評価していくことが我々、都市建設常任委員会の責務であります。

よって、資料記載のとおり、「青森操車場跡地利用に関する事業の監視・評価については、都市建設常任委員会が所管する都市整備部の事務事業であるため、議会基本条例第11条及び第12条の規定にかかわらず、引き続き、本委員会において執行機関側から報告を受けるとともに、適宜、事業の監視・評価を継続していくもの。」と整理いたしました。

この案を、本項目に係る取組内容といたしたいと思いますが、委員の皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** それでは、そのようにいたします。

この決定を受け、青森操車場跡地利用に関する事業に係る現在の進捗状況について、事務を所管する都市整備部から、次回、12月13日開催予定の本委員会において報告をお願いいたします。

以上で、本日の都市建設常任委員協議会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )